別表十七（三の七付表一の記載要領第五号中「第22条の11第26項第6号」を「第22条の11第43項第7号」に、「第22条の76第24項第6号」を「第22条の76第41項第7号」に改める。

別表十七（三の七）　添付対象外国関係会社の名称等に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・　・	法人名	

外国関係会社の名称等	名称		1			
	本たの店る所又事在は務主所	国名又は地域名	2			
		所在地	3			
	事業年度		4	・　・	・　・	・　・
	主たる事業		5			
	外国関係会社の区分		6	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等	特定外国関係会社 ・ 対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等以外の部分対象外国関係会社 ・ 外国金融子会社等
	資本金の額又は出資金の額		7	（　円）	（　円）	（　円）
	株式等の保有割合		8	%	%	%
	営業収益又は売上高		9	（　円）	（　円）	（　円）
	営業利益		10	（　円）	（　円）	（　円）
	税引前当期利益		11	（　円）	（　円）	（　円）
	利益剰余金		12	（　円）	（　円）	（　円）
	所得に対する租税の負担割合（別表十七（三の七）付表二「39」又は「40」）		13	%	%	%
	企業集団等所得課税規定の適用を受ける外国関係会社の該当・非該当		14	該当・非該当	該当・非該当	該当・非該当
	添付書類		15	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類	貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、損益金処分表、勘定科目内訳明細書、本店所在地国の法人所得税に関する法令により課される税に関する申告書の写し、企業集団等所得課税規定の適用がないものとした場合に計算される法人所得税の額に関する計算の明細書及びその計算の基礎となる書類
課税対象金額等の状況	適用対象金額、部分適用対象金額又は金融子会社等部分適用対象金額（別表十七（三の八）「26」、別表十七（三の九）「7」又は別表十七（三の十）「9」）		16			
	請求権等勘案合算割合（別表十七（三の八）「27」、別表十七（三の九）「8」又は別表十七（三の十）「10」）		17	%	%	%
	課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融子会社等部分課税対象金額又は個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融子会社等部分課税対象金額（別表十七（三の八）「28」、別表十七（三の九）「9」又は別表十七（三の十）「11」）		18	（　円）	（　円）	（　円）

（用紙の大きさは、日本工業規格A4）